

平成31年3月24日  
長野県司法書士会

## 事業報告書

### 1 相談会名

司法書士による「インターネットによる誹謗中傷個人情報流出トラブル被害者相談会」

### 2 開催日時

平成31年3月24日（日）10:00～16:00

### 3 開催趣旨

本会では、犯罪被害者を支援するため、犯罪被害者のための相談会を継続して行ってきました。そして、情報化社会における現代では、犯罪被害の中でもインターネットにおける個人情報の流出や誹謗中傷等のインターネットトラブルが増加傾向にあります。インターネットという性質上、何気ない書き込みや添付したファイルが瞬く間に全世界へ拡散してしまい、被害が深刻化するおそれがあります。

本会でもこの問題を重要視し、昨年につき、インターネット上での誹謗中傷や個人情報の流出などの被害を受けた方を対象に上記の通り相談会を開催することといたしました。今後とも、被害者が誰にも相談できず、泣き寝入りにならないように、法律家である司法書士がインターネット上のトラブルについて、被害者の相談に対応することといたしました。

### 4 相談件数

合計 1件

内訳

#### (1) 性別

男性 1名 女性 3名

#### (2) 年齢

40代 名 50代 名 80代 名 不明 1名

### (3) 職業

無職	名	パートアルバイト	名
主婦	名	不明	1名

## 5 主な相談内容

以下のような相談が複数の方から寄せられました。

- ・相続登記に関する費用について

## 6 実施した感想・コメント・今後の対応

相談の件数 1 件

人権侵犯救済手続の平成30年度の統計でも、インターネット上における誹謗中傷やプライバシー侵害に関する案件は減少傾向であった。

インターネット関連の事件に悩む人はインターネットを駆使して情報を収集し、インターネット上にて解決を図る可能性があるため、今後継続するのであればTwitterなどのインターネットコンテンツを使った広告、また相談方法についても、今までの電話相談ではなく、期間限定で問合せフォームを設置し、インターネット上での相談に応じられる手法にしたほうがいいのではないかと考えられる。

近年、若年者のインターネット投稿におけるモラルの低下に関する事件が増えているので、予防法務として若年者向けに誹謗中傷事件に関する法律教室のメニューの追加など、相談会以外の対応も検討すべきではないかと考えられる。